

必要書類一覧（平成29・30年度申請用）

○建設工事（福島県内に主たる営業所を有するもの）

No.	様式	書類名	提出部数	
			正本	写し
1	第1号	建設工事等入札参加資格審査申請書 (申請書裏面様式含む)	1	
2	第1号 その1	社会保険加入状況申告書 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により社会保険に加入していることが確認できない場合に提出 (加入義務がない場合を含む)	1	
3	第2号 その1	工事経歴書	1	
4		完成工事高集計表	1	
5		対応表 No.1【平均完成工事高】 対応表 No.2【平均元請完成工事高】 (経営事項審査申請業種と入札参加申込業種)	1	
6	第3号 その1	技術者経歴書	1	
7	第4号 その1	営業所及び委任関係一覧表	1	
8		委任状兼使用印鑑届	1	
9		法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書の写し		1
10		消費税及び地方消費税の納税証明書の写し		1
11		障害者雇用状況報告書の写し ただし、雇用義務がない場合は、それを確認できる以下の書類 ①障がいを証明するものの写し 例：身体障害者手帳、療育手帳 ②常勤性を確認できるものの写し 例：健康保険証、厚生年金被保険者標準報酬決定通知書又は賃金台帳等		1
12		過去2年間の県発注の除雪業務又は維持補修業務委託の契約書の写し		1

1 3		新卒者雇用申告書	1	
1 4		建設業許可通知書の写し		1
1 5		経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書及びその申請書の写し ただし、通知書を申請しているものについては、総合評定値請求書の写し（行政庁の受付印のあるもの）		1
1 6		損益計算書・完成工事原価報告書の写し ※ 建設業法第11条の規定に基づく事業年度終了後、許可行政庁に提出する書類によるもの （建設業法第16号様式） ※ 経営事項審査の完成工事高の選択に合わせて過去2年間又は3年間分		1
1 7	別紙	施行実績表 ※ 建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の公共工事及び民間工事のうち、平成13年以降に元請として施工した工種ごとに2件以内の実績について記入してください。 ※ 該当がない場合は、「 <input type="checkbox"/> 該当なし」の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> してください。	1	

※ 各様式は、福島県に準じておりますので、県のHPからダウンロードしてご利用ください。

提出にあたっての注意事項

- ・ 1から17までを番号順にA4判ファイル（紙製に限る）に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。（ファイルの色については指定なし）

ただし、11から13については、該当がある場合のみ提出すること。

添付書類に関する注意事項

2 社会保険加入状況申告書

経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出する。（加入義務がない場合も含む）

9 法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書

- ① 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
- ② 証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。
審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。

10 消費税及び地方消費税納税証明書

- ① 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。

ただし、審査基準日直前営業年度の経営事項審査を申請した時に添付した納税証明書で未納がないことを確認できる場合は、その写しを使用することができるものとする。

- ② 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。
審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
- ③ 納税証明書の様式は、税額の証明書（その1）又は未納がないことの証明（その3、その3の2、その3の3）とする。

1.3 新卒者雇用申告書

若手技術者の確保・育成の観点から、新卒者を採用した場合を評価対象とする。

- ① 新卒者とは、資格審査の基準日の3年前の年度の4月1日以降に学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く）を卒業した者とし、なお、採用前の職歴があっても評価対象とします。

必要書類

卒業証書又は、卒業証明書の写し、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写し

- ② 新卒者が有効雇用（期間の定めのある雇用契約による雇用）職員、アルバイト、パートタイマー、日雇い又は派遣社員の場合は、評価の対象としません。

1.5 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

審査基準日の直前営業年度に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）の写しを提出すること。

1.7 施工実績表

建築工事、電気設備工事及び暖房衛生設備工事においては、民間発注工事の実績も反映できることとなっていることから、民間発注工事の実績を含めた各事業者の工事实績による入札参加可能業者数を把握するために使用しますので、ご協力をお願いします。

- ① 本表から詳細調査を実施したり、目的外使用をすることはありません。
- ② 回答について、事業者に対する不利益が発生することはありません。

- 各様式に関しては、記載例及び記入上の注意を確認してください。
- 受付した申請書の控えをご希望の方は、申請書の写しと返信用封筒をご用意ください。申請書の写しに受付印を押してお返しいたします。